

新規上場申請のための四半期報告書

株式会社カラダノート

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための四半期報告書

【提出先】 株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 宮原 幸一郎 殿

【提出日】 2020年9月23日

【四半期会計期間】 第12期第3四半期(自 2020年2月1日 至 2020年4月30日)

【会社名】 株式会社カラダノート

【英訳名】 KARADANOTE, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 佐藤 竜也

【本店の所在の場所】 東京都港区芝公園二丁目11番11号

【電話番号】 03-4431-3770

【事務連絡者氏名】 取締役コーポレート本部長 平岡 晃

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝公園二丁目11番11号

【電話番号】 03-4431-3770

【事務連絡者氏名】 取締役コーポレート本部長 平岡 晃

目次

頁

第一部【企業情報】	1
第1【企業の概況】	1
1【主要な経営指標等の推移】	1
2【事業の内容】	1
第2【事業の状況】	2
1【事業等のリスク】	2
2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	2
3【経営上の重要な契約等】	3
第3【提出会社の状況】	4
1【株式等の状況】	4
2【役員の状況】	5
第4【経理の状況】	6
1【四半期財務諸表】	7
2【その他】	11
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	12
四半期レビュー報告書	巻末

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第12期 第3四半期 累計期間
会計期間	自 2019年8月1日 至 2020年4月30日
売上高 (千円)	561,354
経常利益 (千円)	96,301
四半期純利益 (千円)	65,453
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—
資本金 (千円)	30,000
発行済株式総数 (株)	5,000,000
純資産額 (千円)	300,855
総資産額 (千円)	421,989
1株当たり四半期純利益 (円)	13.09
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益 (円)	—
1株当たり配当額 (円)	—
自己資本比率 (%)	71.3

回次	第12期 第3四半期 会計期間
会計期間	自 2020年2月1日 至 2020年4月30日
1株当たり四半期純利益 (円)	4.56

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、当新規上場申請のための四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある以下の事項が発生しております。

なお、文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 新型コロナウイルス感染症の拡大について

新型コロナウイルス感染症の拡大によって、拡散脅威や外出制限による経済活動の停滞などが発生する可能性があります。当社においても、クライアントの業績が停滞し顧客紹介のニーズが減ることにより、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。また、当社の事業セグメントはファミリーデータプラットフォーム事業のみの単一セグメントであるため、セグメントごとの記載をしておりません。

(1) 経営成績の状況

厚生労働省の2019年人口動態統計の年間推計によると、日本人の国内出生数は86万4千人となり、年々減少傾向にあるものの、株式会社矢野経済研究所「子供市場総合マーケティング年鑑 2019年度版」によると、2019年度の子供関連ビジネスの市場規模推移は前年比2.2%増の15兆4,168億円と順調な成長が見込まれております。

そのような環境の下、当社においては、「家族の健康を支え 笑顔をふやす」というコーポレートビジョンのもと、ファミリーデータプラットフォーム事業を推進しております。当社の提供しているサービスである、妊娠、育児層ママ向けのライフサポートにまつわるプロモーション支援サービスの収益化に向け、見込顧客の紹介にとどまらず、見込顧客に対するアポイントメント率改善まで併せてクライアントと取組を行うことにより、1件当たりの紹介単価を引き上げて頂くことができ、売上が堅調に推移いたしました。その他、広告運用の内製化等によるコスト削減にも取り組んでまいりました。

こうした取り組みの結果、当第3四半期累計期間の売上高は561,354千円、営業利益は95,642千円、経常利益は96,301千円、四半期純利益は65,453千円となりました。

(2) 財政状態の状況

① 資産の部

当第3四半期会計期間末における総資産は421,989千円（前事業年度末比114,583千円増加）となりました。これは、現金及び預金の増加114,877千円によるものであります。

② 負債の部

当第3四半期会計期間末における負債合計は121,134千円（前事業年度末比49,130千円増加）となりました。これは主に、買掛金の増加30,989千円及び未払金の増加7,312千円があったことによるものであります。

③ 純資産の部

当第3四半期会計期間末における純資産は300,855千円（前事業年度末比65,453千円増加）となりました。これは、利益剰余金の増加65,453千円によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 主要な設備の新設・除却

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,000,000
計	20,000,000

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (2020年4月30日)	提出日現在 発行数(株) (2020年6月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	5,000,000	5,000,000	非上場	権利内容に制限のない標準となる株式であります。
計	5,000,000	5,000,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年2月1日～ 2020年4月30日	—	5,000,000	—	30,000	—	20,000

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,000,000	5,000,000	「1(1)②発行済株式」の内容の記載を参照
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	5,000,000	—	—
総株主の議決権	—	5,000,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

(1) 退任役員

役職名	氏名	退任年月日
取締役	小笠原 裕介	2020年4月14日

(2) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性6名 女性0名 (役員のうち女性の比率0%)

第4 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第3四半期会計期間(2020年2月1日から2020年4月30日まで)及び第3四半期累計期間(2019年8月1日から2020年4月30日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(2020年4月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	290,466
売掛金	75,562
原材料及び貯蔵品	21,829
その他	8,700
流動資産合計	396,559
固定資産	
有形固定資産	3,528
無形固定資産	8,696
投資その他の資産	13,205
固定資産合計	25,430
資産合計	421,989
負債の部	
流動負債	
買掛金	42,198
未払法人税等	19,506
未払金	40,158
その他	16,867
流動負債合計	118,730
固定負債	
資産除去債務	2,403
固定負債合計	2,403
負債合計	121,134
純資産の部	
株主資本	
資本金	30,000
資本剰余金	20,000
利益剰余金	250,855
株主資本合計	300,855
純資産合計	300,855
負債純資産合計	421,989

(2) 【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自 2019年8月1日 至 2020年4月30日)
売上高	561,354
売上原価	153,879
売上総利益	407,474
販売費及び一般管理費	311,832
営業利益	95,642
営業外収益	
受取利息	0
受取補償金	423
雑収入	233
営業外収益合計	658
経常利益	96,301
税引前四半期純利益	96,301
法人税、住民税及び事業税	32,781
法人税等調整額	△1,933
法人税等合計	30,848
四半期純利益	65,453

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 2019年8月1日 至 2020年4月30日)
減価償却費	2,731千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループの事業セグメントは、ファミリーデータプラットフォーム事業のみの単一セグメントであり重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第3四半期累計期間 (自 2019年8月1日 至 2020年4月30日)
1株当たり四半期純利益	13円9銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	65,453
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	65,453
普通株式の期中平均株式数(株)	5,000,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

当社は、2020年5月19日開催の臨時株主総会において、当社従業員の中長期に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的に、当社の従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議し、2020年6月1日に発行いたしました。

第2回新株予約権(2020年5月19日臨時株主総会決議)

決議年月日	2020年5月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 16名
新株予約権の数(個)	675 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 67,500 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	—
新株予約権の行使期間	自 2022年6月1日 至 2030年4月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 575 資本組入額 287.5
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、普通株式100株とする。
なお、当社が係る新株予約権の割当日以降に株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は権利行使ができない。
- ③ 新株予約権者は、当社株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場されるまでの間、権利行使がで

きない。

- ④ 新株予約権者は、1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできない。

4. 新株予約権の取得の条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、または当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議）がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき株主総会の決議がなされたときは、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
- ② 新株予約権者が、3. ①に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合もしくは新株予約権者が死亡した場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。
- ③ 新株予約権者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）に該当すること、あるいは暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもってするなど不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること、暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること、並びに役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有することが判明した場合、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年7月15日

株式会社カラダノート

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

瀧野恭司

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

中山太一

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社カラダノートの2019年8月1日から2020年7月31日までの第12期事業年度の第3四半期会計期間（2020年2月1日から2020年4月30日まで）及び第3四半期累計期間（2019年8月1日から2020年4月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社カラダノートの2020年4月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上